

## 滝沢市特別用途地区建築制限条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区内における建築物の制限又は禁止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(特別用途地区内の建築の制限等)

第3条 別表左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をするときは、あらかじめ、当該許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、滝沢市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行うときは、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を当該期日の3日前までに告示しなければならない。

(建築物の敷地が地区の内外にわたる場合の措置)

第4条 建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半がこの地区に属するときは当該敷地の全部について前条第1項の規定を適用し、当該敷地の過半がこの地区に属しないときは当該敷地の全部について同項の規定は適用しない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築若しくは改築をするとき、移転をするとき又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをするときは、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第3条第1項の規定（同項の規定が改正された場合にあっては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第8項まで及び法第53条の規定に適合するものであること

。

(2) 増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないものであること。

(3) 増築後の第3条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えないものであること。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(2) 第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(3) 法第87条第2項において準用する第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第8条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第3条関係）

特別用途地区	建築してはならない建築物
中心拠点商業地区	1 住宅（戸建て専用住宅及び兼用住宅） 2 事務所（延べ面積2分の1未満を事務所の用に供し、かつ、主要用途が法及びこの条例において制限を受けない用途に附属する事務所を除く。） 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 自動車教習所 6 畜舎（床面積の合計が15平方メートルを超えるもの） 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 倉庫業を営む倉庫